

# 令和 2 年度 宮崎県食品衛生監視指導計画

宮崎県福祉保健部衛生管理課



# 令和2年度宮崎県食品衛生監視指導計画 目次

## 第1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 趣旨
- 2 基本的方向
  - (1) 食品の安全管理・監視指導体制の充実・強化
  - (2) 消費者の視点に立った食品の安全確保の推進
  - (3) 危機管理に対する適正な対応
  - (4) 食品等取扱業者の自主衛生管理体制の推進

## 第2 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 保健所等の体制整備
- 2 国及び他の自治体の食品衛生担当部局との連携確保
- 3 広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保
- 4 関係部局（農林水産部局等）との連携確保
- 5 試験検査実施機関の体制の整備等

## 第3 計画の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 重点的に取り組む監視指導事項
  - (1) 食品衛生法に基づく営業許可施設及び条例に基づく営業等登録施設の監視指導
  - (2) と畜場及び食鳥処理場の監視指導
  - (3) 食中毒予防対策（食品供給行程（フードチェーン）の各段階を含む。）
    - ア ノロウイルス食中毒の予防
    - イ サルモネラ食中毒の予防
    - ウ カンピロバクター食中毒の予防
    - エ 腸炎ビブリオ食中毒の予防
    - オ 腸管出血性大腸菌食中毒の予防
    - カ ふぐ毒による食中毒の予防
    - キ 水産食品による食中毒の予防
    - ク 野生鳥獣肉による食中毒の予防
    - ケ 特定原材料におけるアレルギー症状発生の予防
  - (4) 表示
  - (5) 食肉・食鳥肉
  - (6) その他
- 2 重点監視業種及び監視回数
- 3 食品等の収去検査
  - (1) 県内で生産される農畜水産物の検査
  - (2) 県内で製造、加工又は販売される加工食品（輸入食品を含む。）の検査

- (3) 過去に違反事例の多い食品の検査
- (4) 県内で流通する食品（輸入食品を含む。）の検査
- (5) 県内の認定小規模食鳥処理場等で製造される生食用の食鳥肉の検査
- 4 一斉取締
- 5 違反を発見した場合の対応
  - (1) 立入検査時に違反を発見した場合の対応
  - (2) 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応
  - (3) 食品衛生上の危害の状況の明確化と公表
- 6 計画の実施状況等の公表

#### **第4 リスクコミュニケーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 7**

- 1 監視指導計画の策定及び変更する場合の意見聴取
- 2 食品衛生に関する施策実施の際の公表と意見聴取
- 3 県民の意見の施策への反映
- 4 消費者等への情報提供
- 5 家庭における食中毒発生の未然防止
- 6 ふぐ、野生植物等の専門的知識を要する食材についての周知徹底

#### **第5 食中毒等健康被害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 8**

- 1 食中毒発生時の対応
- 2 公表
- 3 食中毒発生防止の啓発
- 4 ノロウイルスによる食中毒への対応
- 5 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応
- 6 「いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）」による健康被害発生時の対応

#### **第6 食品関連事業者自らが実施する衛生管理の促進・・・・・・・・ 9**

- 1 食品衛生管理者等の設置
- 2 食品関連事業者自らが実施する衛生管理の促進
- 3 食品関連事業者等が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発
- 4 優良施設の表彰
- 5 食品関連事業者の指導・育成

#### **第7 人材育成・資質向上及び衛生管理技術の向上・・・・・・・・ 10**

- 1 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員等
  - (1) 衛生環境研究所における研修
  - (2) 食品衛生検査施設における業務管理（GLP）の徹底
  - (3) HACCP手法による衛生管理の推進

## 2 食品関連事業者等

- (1) 食品営業者及び調理従事者等に対する食中毒予防や食品表示講習会の実施
- (2) 食品衛生管理者に対する講習会や情報提供の実施
- (3) 食品衛生責任者に対する講習会の実施
- (4) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師試験の実施

## 3 関係団体に属する指導員等

- (1) 巡回指導及び助言指導の実施
- (2) 食品衛生指導員の育成指導の実施